

# 漁業特定技能協議会・漁業分科会（第1回）

## 議事次第

日時：令和元年7月30日 15:00～  
場所：農林水産省8階 水産庁中央会議室

### 開会

1. 漁業分科会の運営規則（分科会決定）
2. 特定技能外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ
3. 特定技能外国人材の配乗人数に係る申し合わせ
4. その他

### 閉会

#### 配布資料：

- 資料1 漁業特定技能協議会・漁業分科会の運営規則（案）····· 1  
資料2 特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ（案）··· 3  
資料3 特定技能所属機関による外国人材の配乗人数に係る申し合わせ（案）····· 4

漁業特定技能協議会・漁業分科会決定第●号  
令和元年 7 月 30 日

漁業特定技能協議会・漁業分科会の運営規則（案）

漁業特定技能協議会運営要領(平成 31 年 3 月 27 日付け漁業特定技能協議会決定第 1 号。以下「運営要領」という。) 第 8 条第 4 項の規定に基づき、漁業特定技能協議会・漁業分科会（以下「漁業分科会」という）の運営規則を次のとおり定める。

（会長）

- 第 1 条 漁業分科会に会長を置く。
- 2 会長は、一般社団法人大日本水産会事業部長とする。
  - 3 会長は、漁業分科会を代表し運営統括する。
  - 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち 1 名を会長代行に指名することができる。

（副会長）

- 第 2 条 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合には、その職務代行する。

（漁業分科会の開催）

- 第 3 条 分科会の開催は以下のとおりとする。
- 一 漁業分科会は、会長が必要に応じて招集し、その議長を務める。
  - 二 会長は、事前に十分な時間的余裕をもって、漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員（運営要領第 3 条 1 号に規定する構成員（以下「1 号構成員」という。）を除く。）に漁業分科会の開催を通知するとともに、議題案を含む会議資料を事前に送付する。
  - 三 漁業分科会の構成員以外の協議会の構成員は、漁業分科会に参加することができる。
  - 四 運営要領第 3 条第 2 号に規定する構成員は、所属する 1 号構成員を代表して、委員として漁業分科会に出席する。
  - 五 会長は、必要に応じて、漁業分科会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
  - 六 やむを得ない事由により漁業分科会を開催できない又は議事が軽易である等の場合には、会長は議事の内容を記載した書面（電子メールを含む。）を構成員に送付し、その意見を聴取し又は賛否を問うた上で、全ての構成員の了承をもって会議の議事に代えることができる。

（事務局）

第4条 漁業分科会の事務局は、一般社団法人大日本水産会が担当し、その庶務を処理する。

(漁業分科会の協議事項の取扱い)

第5条 漁業分科会は、その協議の結果を協議会に報告するものとする。

(議事の公開等)

第6条 会議は、原則として非公開とするが、決定事項、会議資料及び議事要旨を公表する。

(運営規則の改正)

第7条 本運営規則の変更は、漁業分科会での協議により行うものとする。

2 本運営規則に定めるものほか、漁業分科会の運営に必要な事項は、会長が漁業分科会に諮って定める。

令和元年7月30日

漁業特定技能協議会・漁業分科会

特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ

漁業分野については、複数の漁業・養殖業種類から構成され、経営規模も多様であるところ、今般の新たな外国人材の受入れ制度においては、漁業又は養殖業の業務区分内であれば、漁業種類や規模に関わらず幅広く利用できるようになっており、経営体間・漁業種類間の転職が可能となっている。

他方、新たな外国人材の受入れ制度を施行することにより、大都市圏等の特定の地域や漁業種類に外国人の過度の集中が生じることが懸念される。特に、漁船漁業職種において、受入れ機関の間で無秩序な外国人材の引き抜きが行われれば、業界内の雇用秩序を乱し、外国人材の特定の地域や漁業種類への集中を助長するとともに、技能実習2号から特定技能への移行を念頭に外国人材の育成を行う経営体の経営にも悪影響を及ぼす可能性がある。

こうした点を踏まえ、大都市圏等の特定の地域や漁業種類に外国人が過度に集中することを予防し、外国人材の漁村地域への定着を促進する観点から、外国人材本人の意向や技能実習2号受入れ経営体による継続雇用の意向を尊重し、他地域及び他の漁業種類で雇用されている外国人材を積極的に引き抜き雇用することを自粛することを申し合わせる。

令和元年 7 月 30 日

漁業特定技能協議会・漁業分科会

特定技能所属機関による外国人材の配乗人数に係る申し合わせ（案）

漁業分野では、生産性の向上、国内人材の確保の取組を行った上で、なお、人材を確保することが困難な状況にある分野として認められ、特定技能外国人材を受入れることとしたところである。

特定技能外国人材の受入れにあたっては、漁業分野全体での 5 年間の受入れ人数として 9 千人の上限が設けられたが、受入れ機関当たりの人数制限は設けられていない。

漁船漁業職種においては、将来にわたって国産の良質な水産物を消費者に対して安定的に供給していくために欠かせない漁業の存続発展に必要な生産性の向上、日本人船員の確保・育成及び漁船の安全性確保を図ることが肝要である。同時に、漁船漁業職種における人材不足の状況にある中、漁船漁業の現状を乗り切るために新たな外国人材の確保も必要な観点である。

こうした点を踏まえ、漁船漁業職種として、以下について申し合わせる。

- 当面の間、漁船 1 隻当たり、技能実習生と特定技能外国人材の合計人数が、それ以外の乗組員の人数の範囲内とする。
- 生産性の向上、日本人後継者の育成及び安全性の確保に継続的に取り組む。特に乗船者数が少人数の漁船については、漁協がその取り組みに協力する。